

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	医療法人社団 福寿会 介護老人保健施設 福寿苑		
開設年月日	平成 3 年 4 月 1 2 日		
所在地	山口県長門市日置中 2 4 8 8 番地 3		
電話番号	0837-37-3912	ファックス番号	0837-37-3925
苑長	福永 幸子		
介護保険指定番号	介護老人保健施設 3 5 5 8 0 8 0 0 0 2 号		

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び利用される方の居宅に向いての訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 運営方針

- ① 利用者各人の病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、利用者やご家族の希望をかなえるためにはどのようなサービスが必要かというサービス計画を職員全員で考え、その計画に沿ったサービスを提供します。
- ② 利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを心掛け、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- ④ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当苑が得た利用者の個人情報については、当苑での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(4) 当苑の職員の定数・職務内容

職種	定数	専従	兼務	職務内容
苑長	1名	○		苑統括
医師	1名		○	健康管理、療養指導
薬剤師	1名		○	薬剤業務
事務長	1名		○	苑長補佐、統括
看護職員	7名	○		看護、保健衛生業務
介護職員	16名	○	1名兼務	日常生活全般の介護業務
理学療法士	3名		○	機能訓練指導・実施
作業療法士	1名		○	機能訓練指導・実施
支援相談員	2名		○	生活相談、レクリエーション計画作成、ボランティアの指導
介護支援専門員	2名		○	施設サービス計画作成、要介護認定の申請・更新手続
管理栄養士	1名	○		栄養管理、栄養ケア・マネジメント
事務職員	2名	○	○非常勤	庶務、会計
その他職員	3名	○	○非常勤	音楽療法、施設管理、運転業務

(5) サービスの内容

① 施設入所

- 入所定員等 定員 50名（短期入所療養介護者を含む）
- 療養室 個室 2室、 2人部屋 4室、 4人部屋 10室
- 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます）
朝食 7:55、 昼食 11:45、 夕食 18:00
- 栄養管理
- 入浴 一般入浴 週2回以上、 特殊入浴 週2回
利用者の方全員が週2回以上入浴できるようにしています。
ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- 医学的管理・看護・介護
- 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- 相談援助サービス・行政手続代行

② 在宅支援サービス

- ◎短期(介護予防)入所療養介護
- ◎通所(介護予防)リハビリテーション
- ◎訪問(介護予防)リハビリテーション

2. 協力医療機関等

当苑では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院
長門市東深川 85番地 TEL 0837-22-2220

○協力歯科医療機関

藤井歯科医院
長門市油谷新別名 993-11 TEL 0837-32-0037

※なお、緊急の場合には、お届けいただいております連絡先に連絡します。

3. 非常災害対策

- ①火災・風水害・地震等の非常災害に備え火災については、当苑の消防計画に基づき、消防署の協力を得て避難・救出・消火に関する訓練を年2回以上実施し、消防設備・器具等の自主点検を行う他、風水害・地震についても避難訓練を実施しています。
- ②平素より職員の防災知識・意識を向上させる防災教育を実施しており人命最優先を心掛けるとともに災害発生を未然に防止するように努めています。

4. 禁止事項

当苑では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持ち込み」は禁止します。

5. 要望及び苦情等の相談

当苑には支援相談の専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 0837-37-3912 内線 302) 要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、1階事務室前及び2階談話室コーナーに「ご意見箱」を設置いたしておりますのでご利用いただき、あるいは、管理者に直接お申し出いただくこともできます。なお、その際申し出者に不利益が生じることがないように十分に配慮します。申し出を受けた後に管理者へ報告するとともに、早急に対応策を協議し誠意を持って申し出者と話し合い、解決方法を提示いたします。その上でご意見を台帳に整理し、再発の防止に役立たせていただきます。

6. 事故発生時の対応及び事故発生防止

当苑のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族等に連絡を行うとともに、医療機関への対応等必要な措置を講じます。また、市町村その他関係機関への連絡を行います。その上で、事故報告書等を整理し、再発防止に役立たせていただきます。

7. その他

当苑では、利用者の方々に良質なサービスを提供するために、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため必要な措置を講ずるための体制整備に努めています。